

○臨床工学技士名簿の訂正と免許証書換え申請手続について

手続概要	臨床工学技士の免許を登録した後、名前等の変更により登録事項に変更が生じた時は、臨床工学技士名簿の訂正をしなければなりません。その時に申請する手続です。
根拠法令	臨床工学技士法施行規則第3条・第6条
申請方法	【提出先】 申請書類等は、厚生労働省(下記住所)へ書留で郵送してください。 ※ 免許証送付用封筒(角形2号、切手620円分貼付、宛名宛先記入)を同封すること。 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 (〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2)
その他	【手続対象者】 臨床工学技士名簿登録事項のうち、本籍地都道府県名(外国籍の方については、その国籍)や氏名等が変更になった臨床工学技士 【提出時期】 変更になった日の翌日から30日以内 【手数料(説明)】 登録免許税(収入印紙)は1,000円です。 【相談窓口】 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係